

旭川医科大学学科長に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学学科長に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学学科長に関する規程（令和3年旭医大達第55号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 学科長は、<u>副学長又は</u>各学科の教授のうちから、適任者を学長が任命する。</p> <p>2 看護学科長の任命にあたっては、看護学科教員会議からの推薦に基づくものとし、看護学科長は、旭川医科大学医学部部局運営規程（平成16年旭医大達第5号。）第3条第1項に定める部局責任者を兼ねる。</p> <p>3 学科長に事故があるとき又は欠員のときは、<u>副学長又は</u>各学科の教授のうちから学長が指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>学科長を選出する者の対象範囲を広げ、本学の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 学科長は、各学科の教授のうちから、適任者を学長が任命する。</p> <p>2 看護学科長の任命にあたっては、看護学科教員会議からの推薦に基づくものとし、看護学科長は、旭川医科大学医学部部局運営規程（平成16年旭医大達第5号。）第3条第1項に定める部局責任者を兼ねる。</p> <p>3 学科長に事故があるとき又は欠員のときは、各学科の教授のうちから学長が指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(略)</p>